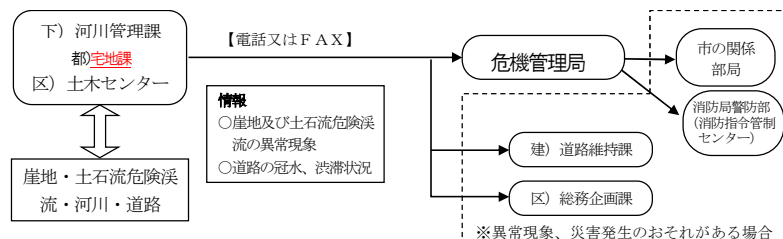
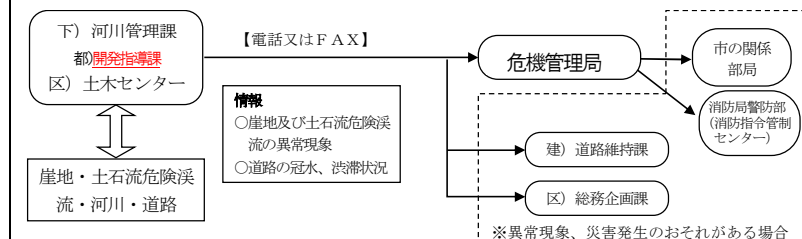


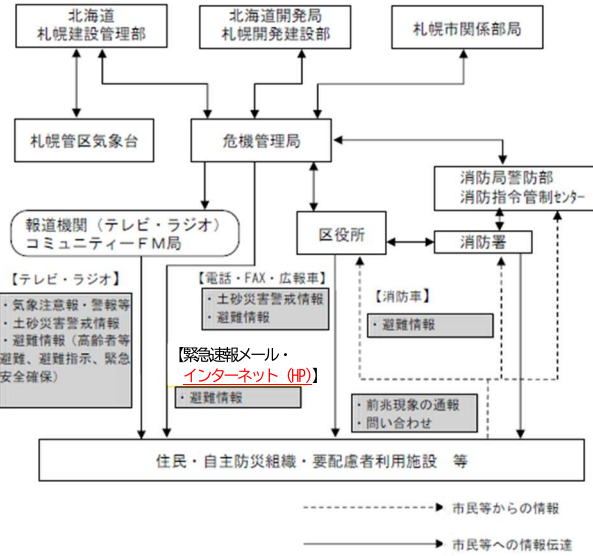
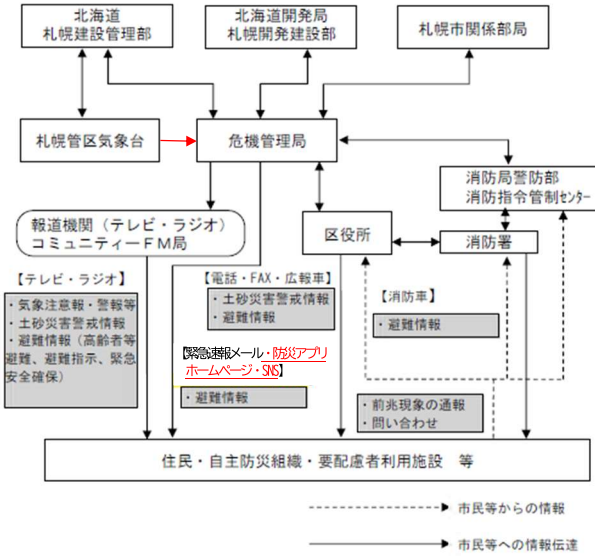
現 行	修正案	備考
第1章 総則 5 札幌市の自然・社会現象 5.2 気候 (略) <u>降水量は年間1,100mm</u>程度と西日本などと比較すると少ないが、8月から10月にかけて台風や前線などにより大雨が降ることがある。一方、<u>冬季</u>の降雪の深さは<u>年間約6m</u>にも達する。 第2章 災害予防計画 1 崖地住宅等への対策 <u>1.1 崖付近における建築物への指導</u> <u>崖付近に近接する建築物の安全を確保するため、「札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱及び同要綱施行細則」を定め、崖付近に建築行為を行う場合は、崖からの離れ、危険防止施設、排水施設等の設置等を指導する。</u> 1. <u>2</u> 急傾斜地崩壊対策事業 (略) 1. <u>3</u> 崖地の相談及び点検パトロール 都市局<u>宅地課</u>は、崖地に関する相談及び問い合わせに対応するとともに、規模が大きく住民の生活安全に影響があると思われる崖地について、計画的にパトロールを実施する。 また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部等においても、必要なパトロールを実施する。 2 土砂災害の防止対策 2.4 土砂災害警戒情報と補足情報 (略) なお、土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難<u>勧告</u>等の災害応急対応に必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 (略) 4 警戒避難体制の整備 4.2 土砂災害警戒区域等の指定 (略) 下水道河川局河川管理課及び都市局<u>宅地課</u>は、札幌建設管理部と連携し、関係住民に区域指定の意義について周知を図る。	第1章 総則 5 札幌市の自然・社会現象 5.2 気候 (略) <u>平年の年降水量の合計は1,100mm</u>程度と西日本などと比較すると少ないが、8月から10月にかけて台風や前線などにより大雨が降ることがある。一方、<u>冬季間の降雪の深さの合計は、最も多い年で約6mを超過する。</u> 第2章 災害予防計画 1 崖地住宅等への対策 <u>(削除)</u> 1. <u>1</u> 急傾斜地崩壊対策事業 (略) 1. <u>2</u> 崖地の相談及び点検パトロール 都市局<u>開発指導課</u>は、崖地に関する相談及び問い合わせに対応するとともに、規模が大きく住民の生活安全に影響があると思われる崖地について、計画的にパトロールを実施する。 また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部等においても、必要なパトロールを実施する。 2 土砂災害の防止対策 2.4 土砂災害警戒情報と補足情報 (略) なお、土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難<u>指示</u>等の災害応急対応に必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 (略) 4 警戒避難体制の整備 4.2 土砂災害警戒区域等の指定 (略) 下水道河川局河川管理課及び都市局<u>開発指導課</u>は、札幌建設管理部と連携し、関係住民に区域指定の意義について周知を図る。	P8 文言修正 P11 札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱及び同要綱施行細則廃止に伴う修正 機構改革に伴う修正 P12 字句修正 P14 機構改革に伴う修正

現 行	修正案	備考												
第3章 災害応急対策計画 1 土砂災害応急対策の流れ 土砂災害対応シナリオ <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警戒活動</td><td>▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局宅地課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3 警戒活動 3.2 巡視活動 大雨警報の発表など ↓ 札幌開発建設部 札幌建設管理部 下) 河川管理課 都宅地課 区) 土木センター 消防署 ↓ 巡視活動 ↓ 土砂災害危険情報の把握	(略)	(略)	警戒活動	▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局宅地課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)	(略)	(略)	第3章 災害応急対策計画 1 土砂災害応急対策の流れ 土砂災害対応シナリオ <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警戒活動</td><td>▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局開発指導課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3 警戒活動 3.2 巡視活動 大雨警報の発表など ↓ 札幌開発建設部 札幌建設管理部 下) 河川管理課 都開発指導課 区) 土木センター 消防署 ↓ 巡視活動 ↓ 土砂災害危険情報の把握	(略)	(略)	警戒活動	▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局開発指導課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)	(略)	(略)	P16 機構改革に伴う修正 P19 機構改革に伴う修正
(略)	(略)													
警戒活動	▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局宅地課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)													
(略)	(略)													
(略)	(略)													
警戒活動	▼巡視活動開始 (下水道河川局河川管理課・都市局開発指導課・区土木センター・消防署・札幌開発建設部・札幌建設管理部)													
(略)	(略)													

現 行	修正案	備考
4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 (略) さらに、<u>猛烈な雨を観測した場合</u>、「記録的短時間大雨情報」を発表する。これらは、次の経路によって札幌市の各部局に伝達される。 The flowchart illustrates the current dissemination system. Information from the Meteorological Agency (気象庁) and local stations (札幌管区気象台, 北海道気象台) is distributed via radio (予報業務許可事業者), TV (NHK, etc.), and internet (防災気象情報 HP). It then reaches the City of Sapporo (札幌市), which disseminates it to various departments including the Police (警視庁), Fire (消防局), and other agencies (保健福祉局, etc.).	4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 (略) また、<u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>「記録的短時間大雨情報」を発表する。これらは、次の経路によって札幌市の各部局に伝達される。 The proposed system adds a '札幌短時間システム' (Sapporo Short-Term System) to the existing channels. This system is specifically designed for the rapid dissemination of critical information, such as 'Recorded Short-Term Heavy Rain Information', during heavy rain warnings. The rest of the dissemination process remains the same, reaching various departments in the City of Sapporo.	P20 文言修正 情報伝達経路の追加

現 行	修正案	備考
4.2 レーダ雨量・土砂災害危険度情報 4.3 雨量情報等	4.2 レーダ雨量・土砂災害危険度情報 4.3 雨量情報等	P21 機構改革に伴う修正

現 行	修正案	備考
5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 3) 下) 河川管理課、都) <u>宅地課</u>、区土木センター 下) 河川管理課、都) <u>宅地課</u>、区土木センターは、警戒巡視を行った際、土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、関係部局にその状況について連絡する。  図3-8 下) 河川管理課、都) <u>宅地課</u>、区土木センターからの情報の流れ	5 巡視活動情報の収集伝達 5.1 情報の流れ 3) 下) 河川管理課、都) <u>開発指導課</u>、区土木センター 下) 河川管理課、都) <u>開発指導課</u>、区土木センターは、警戒巡視を行った際、土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、関係部局にその状況について連絡する。  図3-8 下) 河川管理課、都) <u>開発指導課</u>、区土木センターからの情報の流れ	P23 機構改革に伴う修正
6 市民への情報伝達等 6.1 市民への情報提供 (1) 土砂災害に関する情報の総括の役割を担う危機管理局は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道空知総合振興局札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関、<u>インターネット（ホームページ）</u>等を通じて市民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関・札幌市関係部局・関係区へ情報を伝達する。 (略) (3) 各種避難情報の発令基準に達したときは、緊急速報メール、報道機関、コミュニティFM、広報車及び<u>インターネット</u>を通じて市民に広報し、避難のための行動を促す。 (略) 6.2 要配慮者利用施設への情報提供 (略) (2) 市は、上記で定めた施設について、土砂災害危険時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害発生の切迫性や、避難情報等をマスコミ（テレビ・ラジオ）、<u>インターネット（ホームページ）</u>、緊急速報メール、電話、FAX等により確実に伝達する。	6 市民への情報伝達等 6.1 市民への情報提供 (1) 土砂災害に関する情報の総括の役割を担う危機管理局は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道空知総合振興局札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関、<u>ホームページ、SNS</u>等を通じて市民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関・札幌市関係部局・関係区へ情報を伝達する。 (略) (3) 各種避難情報の発令基準に達したときは、緊急速報メール、<u>防災アプリ、電話</u>、報道機関、コミュニティFM、広報車及び<u>ホームページ、SNS</u>を通じて市民に広報し、避難のための行動を促す。 (略) 6.2 要配慮者利用施設への情報提供 (略) (2) 市は、上記で定めた施設について、土砂災害危険時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害発生の切迫性や、避難情報等をマスコミ（テレビ・ラジオ）、<u>ホームページ、SNS</u>、緊急速報メール、<u>防災アプリ</u>、電話、FAX等により確実に伝達する。	P24 字句修正

現 行	修正案	備考
 表3－3 対象となる要配慮者利用施設の範囲（土砂災害危険区域内に限る） 表中の「認定<u>こ</u>ども園」	 表3－3 対象となる要配慮者利用施設の範囲（土砂災害危険区域内に限る） 表中の「認定<u>こ</u>ども園」 表中の学校関連施設の「<u>義務教育学校</u>」	P26 伝達経路の追加、字句修正 P25 字句修正、対象施設の追加

現 行	修正案	備考																																																
7 避難活動 7.2 避難指示等の発令 1) 市長が行う避難の<u>勧告</u>・指示等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）</td><td>予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を<u>行う</u>。</td><td>災害対策基本法第56条</td></tr> <tr> <td>市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）</td><td>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの<u>勧告又は指示を行う</u>。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での<u>退避</u>その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</td><td>災害対策基本法第60条</td></tr> </tbody> </table> 2) その他が行う避難の<u>勧告</u>・指示等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理者（指示）</td><td>著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条</td></tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員（指示）</td><td>著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td></tr> <tr> <td>警察官（指示） （命令）</td><td>市長が<u>その措置を行ういとまがない</u>とき、<u>あるいは</u>市長から<u>要請</u>があったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr> <tr> <td>自衛官（指示）</td><td>危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合</td><td>自衛隊法第94条</td></tr> </tbody> </table>	実施責任者	実施要件	根拠法令	市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を <u>行う</u> 。	災害対策基本法第56条	市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの <u>勧告又は指示を行う</u> 。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での <u>退避</u> その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条	実施責任者	実施要件	根拠法令	水防管理者（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	知事又はその命を受けた吏員（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	警察官（指示） （命令）	市長が <u>その措置を行ういとまがない</u> とき、 <u>あるいは</u> 市長から <u>要請</u> があったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	自衛官（指示）	危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合	自衛隊法第94条	7 避難活動 7.2 避難指示等の発令 1) 市長が行う避難の<u>（削除）</u>指示等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）</td><td>予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を<u>する</u>。 <u>必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をする</u></td><td>災害対策基本法第56条</td></tr> <tr> <td>市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、<u>その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する</u>。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより<u>かえって</u>人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、<u>かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、</u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での<u>待避</u>その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。</td><td>災害対策基本法第60条</td></tr> </tbody> </table> 2) その他が行う避難の指示等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th><th>実施要件</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理者（指示）</td><td>著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条</td></tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員（指示）</td><td>著しい危険が切迫していると認められるとき</td><td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td></tr> <tr> <td>警察官（指示、緊急安全確保）（命令）</td><td>市長が<u>避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は</u>市長から<u>要求</u>があったとき（指示、緊急安全確保） 特に急を要するとき（命令）</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr> <tr> <td>自衛官（指示）</td><td>危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合</td><td>自衛隊法第94条</td></tr> </tbody> </table>	実施責任者	実施要件	根拠法令	市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を <u>する</u> 。 <u>必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をする</u>	災害対策基本法第56条	市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、 <u>その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する</u> 。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより <u>かえって</u> 人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、 <u>かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、</u> 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での <u>待避</u> その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条	実施責任者	実施要件	根拠法令	水防管理者（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	知事又はその命を受けた吏員（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	警察官（指示、緊急安全確保）（命令）	市長が <u>避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は</u> 市長から <u>要求</u> があったとき（指示、緊急安全確保） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	自衛官（指示）	危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合	自衛隊法第94条	P27 字句修正、文言修正
実施責任者	実施要件	根拠法令																																																
市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を <u>行う</u> 。	災害対策基本法第56条																																																
市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため、避難のための立退きの <u>勧告又は指示を行う</u> 。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での <u>退避</u> その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条																																																
実施責任者	実施要件	根拠法令																																																
水防管理者（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条																																																
知事又はその命を受けた吏員（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																																
警察官（指示） （命令）	市長が <u>その措置を行ういとまがない</u> とき、 <u>あるいは</u> 市長から <u>要請</u> があったとき（指示） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																																
自衛官（指示）	危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合	自衛隊法第94条																																																
実施責任者	実施要件	根拠法令																																																
市長（高齢者等避難【警戒レベル3】）	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を <u>する</u> 。 <u>必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をする</u>	災害対策基本法第56条																																																
市長（避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、 <u>その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する</u> 。 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより <u>かえって</u> 人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、 <u>かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、</u> 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での <u>待避</u> その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条																																																
実施責任者	実施要件	根拠法令																																																
水防管理者（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条																																																
知事又はその命を受けた吏員（指示）	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																																
警察官（指示、緊急安全確保）（命令）	市長が <u>避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は</u> 市長から <u>要求</u> があったとき（指示、緊急安全確保） 特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																																
自衛官（指示）	危険な事態が発生した場合で、特に急を要する場合	自衛隊法第94条																																																

現 行	修正案	備考
8 応急活動 8.4 被災宅地対策 都市局宅地課は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、建物倒壊、落下物・転倒物による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、宅地の安全確保のための支援を行う。	8 応急活動 8.4 被災宅地対策 都市局開発指導課は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、建物倒壊、落下物・転倒物による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、宅地の安全確保のための支援を行う。	P31 機構改革に伴う修正